

車神社をつなぐ会 規 約

1 名 称

この会は、「車神社をつなぐ会」と称する。

2 目 的

- (1) 車神社の将来的な運営について、氏子としてできることを検討する。
- (2) 由緒ある車神社のよさや価値を区民に知ってもらうことで、車神社を護り、つないでいく機運を高める。
- (3) 車神社を氏子・区民の心のよりどころとするため、神社の振興活動に努める。

3 事 業

車神社を人が集まる神社にするために、さまざまな取り組みをする。

- (1) 広報活動 文書配布，HP等の活用
- (2) 護符の見直し お札，御守り，ステッカー等
- (3) 環境整備への協力 案内板，車輪，絵馬掛け，授与所等の設置

4 構 成

本会は、会の趣旨に賛同し、会を積極的に支援する意思と行動力のある者をもって構成する。

5 役員，委員

この会に次の役員を置く。役員任期は1年とし、役員再任は妨げない。

氏子総代 4名（富岡3区全員）

会 長：1名，副会長：1名，書記：1名，会計：1名，事務局長：1名

顧 問：車神社宮司

委 員：役員推薦により、富岡3区より趣旨に賛同し積極的に活動していただける人。人数は制限しない。

6 事務所

この会の事務所は、富岡ふるさと会館に置く。

7 会 計

この会の会費は、事業実施にあたり必要な場合に徴収する。

8 その他

規約に定めるもののほか、会の運営に関し必要な事項は、委員会において決める。

附 則

- 1 この規約は、平成29年7月1日から施行する。